

第6回 練馬区地域公共交通会議
議事録

○開催日時

令和4年5月31日(火) 午後16時00分～午後16時50分

○会場

練馬区役所 19階 1903会議室

○出席者

	委員名(代理出席)	公職等
会長	宮下 泰昌	練馬区技監 練馬区都市整備部長事務取扱
委員	大沢 昌玄	日本大学理工学部土木工学科 教授
委員	関根 康洋	西武バス株式会社計画部長
委員	小平 隆宏(代理人)	国際興業株式会社運輸事業部運輸企画課長
委員	小川 将和	関東バス株式会社運輸部計画担当部長補佐
委員	早田 俊介	京王電鉄バス株式会社運輸営業部乗合事業担当課長
委員	若田 瑞穂(代理人)	東京都交通局自動車部計画課長
委員	米澤 暁裕	一般社団法人東京バス協会乗合業務部長
委員	加藤 政春	練馬区町会連合会長
委員	清家 裕之	国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官(輸送担当)
委員	小河 憲司	西武バス労働組合執行委員長
委員	羽石 幸一	東京都建設局第四建設事務所管理課長
委員	星野 明久	練馬区土木部管理課長
委員	藤平 忠晴	警視庁交通規制課課長代理(調査担当管理官)
委員	松本 章彦	警視庁石神井警察署交通課長
委員	高野 弘子	警視庁光が丘警察署交通課長

○欠席者 1名

○傍聴人 なし

○議題

- (1) 議事および区内バス交通の現況について
- (2) 練馬光が丘病院の移転に伴う新病院へのみどりバスの乗り入れについて
- (3) みどりバス保谷ルートの再編案について
- (4) 今後のスケジュール

1 開 会

事務局：

それでは定刻になりましたので、これより第6回練馬区地域公共交通会議を開催させていただきます。事務局の都市整備部交通企画課長 粉川 でございます。開催に先立ちまして、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。

配布資料の確認

開会にあたり、本会議を開催いたします練馬区を代表いたしまして、練馬区技監 宮下泰昌 よりご挨拶申し上げます。

会 長：

本日はお忙しい中、練馬区地域公共交通会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本会議の会長を務めております、練馬区技監 宮下 でございます。よろしくお願いいたします。

本会議は道路運送法施行規則に基づいて、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保や増進を図るために必要な協議を行うため設けられているものでございます。

前回会議は昨年7月に開催し、今後計画しているみどりバス保谷ルートの再編案について皆様からご意見をいただきました。

また、今年度は保谷ルートの再編に加えて、10月中旬に練馬光が丘病院が移転する予定であるため、練馬光が丘病院に発着しているみどりバスのルートについて、移転後の病院への乗り入れを計画しております。

本日は、前回ご説明しましたみどりバス保谷ルートの再編案に加え、新規案件である練馬光が丘病院移転に伴う新病院へのみどりバスの乗り入れについてもご審議いただきたく、地域公共交通会議を開催致しました。

これからご説明する内容について、皆様それぞれの立場からのご意見、ご指導をいただき、円滑にルート再編を進めていきたいと思っておりますので、本日はよろしくお願いいたします。

事務局：

続きまして、委員の委嘱についてです。

本交通会議の委員に人事異動があったこと、今回の地域公共交通会議で練馬光が丘病院の移転に伴う新病院へのみどりバスの乗り入れに特化した事項について協議を行うため、新たな方々に委員の委嘱させていただきました。

新たな委員の紹介

以上6名でございます。なお、新たに委員になっていただいた方々には、委嘱状を机上配布させていただきました。大変恐れ入りますが、これをもちまして委嘱式とかえさせていただきます。

続きまして、本日の出席者数でございます。本日は、1名欠席のご連絡をいただいているため、出席者数は16名でございます。出席者数が委員の過半数に達しているため、練馬区地域公共交通会議第6条第2項に則り、会が成立することをご報告させていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、これ以降の進行につきましては宮下会長にお願いしたいと思っております。

2 議 事

会 長：

次第2 議事でございます

新たに委員になられた方もいますので、まずは、本日の議事および区内バス交通の現況について、事務局から説明させていただきます。

事務局：

議事「(1) 議事および区内バス交通の現況について」を説明資料に沿って説明

会 長：

事務局から説明があったとおり、本日の協議事項は2件ございます。まずは議事(2)練馬光が丘病院の移転に伴う新病院へのみどりバスの乗り入れについてご説明させていただき、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、事務局からご説明させていただきます。

事務局：

議事「(2)練馬光が丘病院の移転に伴う新病院へのみどりバスの乗り入れについて」を説明資料に沿って説明

会 長：

事務局から議事(2)練馬光が丘病院の移転に伴う新病院へのみどりバスの乗り入れについて、説明がありましたが、ご意見やご質問はございますでしょうか。ご意見、ご質問がある方は、挙手をお願いいたします。

意見なし

会 長：

本件の協議事項について、ご意見、ご質問等がないようでしたら(2)練馬光が丘病院の移転に伴う新病院へのみどりバスの乗り入れの協議事項について、協議が調ったということによろしいでしょうか。

異議なし

会 長：

それでは、道路運送法第9条第4項および同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調った事項として申請させていただきます。

これで、議事(2)を終わりにいたします。

会 長：

それでは、議事の(3)みどりバス保谷ルートの新編案についてご説明させていただき、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、事務局から説明させていただきます。

事務局：

議事「(3) みどりバス保谷ルートの再編案について」を説明資料に沿って説明

最後に第5回練馬区地域公共交通会議での質問事項について、その後、事務局で調べたものに対する回答です。

再編ルートは通学路と重複しているかのご質問でしたが、練馬主要区道67号線および西東京市道の区間には通学路と重複している箇所があります。通学路となっている区間は、車道と歩道が街渠ブロックで仕切られ、植樹帯やガードパイプが設置されていることから、バスが走行することによる歩行者の安全性に影響はないと考えています。

以上でみどりバス保谷ルートの再編案についての説明を終わります。

会長：

事務局から議事(3)みどりバス保谷ルートの再編案について、説明がありましたが、ご意見やご質問はございますでしょうか。ご意見、ご質問がある方は、挙手をお願いいたします。

委員1：

新設停留所について、候補地2は両方面とも西東京市内に設置を予定しているのでしょうか。説明資料28ページでは西東京市内に3箇所停留所を設置予定とありますが、候補地2の保谷方面について説明資料の図を見ると練馬区内なのかなと思います。候補地2の各方面について、市内と区内のどちらに設置予定なのかと各方面の停留所が離れてしまっている理由を教えてください。

事務局：

候補地2の保谷方面は練馬区内、光が丘方面は西東京市内に設置を予定しています。

候補地2の各方面の停留所が離れている理由については、説明資料30ページにあるような交通安全上の課題があります。放射7号線の交差点近辺に横断歩道があること、新設路線に接続する交差道路があること、道路がカーブしていることにより、交通安全上、設置が困難なため、各方面の停留所間距離が離れてしまっています。

委員1：

各方面の停留所間距離が離れている理由は分かりました。将来、練馬区側の放射7号線が開通した場合、相当な交通量が予想され、停留所が離れていることが良いのかという課題は出てくると思います。放射7号線が開通することにより、他のバスルートの再編も考えられると思いますので、道路の開通に合わせて候補地2の停留所位置については、再度検討をする必要があると感じます。

会長：

ありがとうございました。ご意見いただきましたので、道路の開通時は事務局で検討するようにしてください。

他にご意見、ご質問ございますのでしょうか。

委員 2 :

説明資料 31 ページの新設停留所について、候補地 4 の各方面の停留所の間が緩やかなカーブになっています。この箇所では昨年死亡事故が起きています。死亡事故が起きた箇所付近に横断歩道がありますが、横断歩道の真ん中まで来ないと東側方向から車が来ていても分からない状況です。西側方向は道路が直線なので車が来ていることは分かります。この箇所には、現在、交通管理者が注意喚起の看板等を設置し、安全対策をしていただいています但不十分だと思っています。以前から事故が多い箇所であり、バスが運行開始した場合、停留所に停車しているバスを一般車が追い越す際に反対車線の車と衝突事故が起こらないか心配しています。横断歩道を渡る人がどこまで見えるかという、横断歩道の真ん中から西側方向に 56m 先までは見通すことが出来ますが 80m 先は見通せません。この付近に停留所が出来ると思いますが、交通管理者との現場実査の際に安全性について関係者で良く検討していただきたい。当該地の南側には大きな公園があり、子どもたちが良く渡る横断歩道です。危険な箇所なので、信号機を設置してほしいと交通管理者に要望しましたが設置しないと回答いただいています。バスを通す以上は危険なことが起こらないように交通管理者には対応していただきたいという要望です。

会 長 :

ありがとうございました。事務局から、このご意見について現時点でご回答できることはありますか。

事務局 :

新設停留所の候補地については、地先地権者の方のご意見等を聞きながら設置箇所の検討を進めているところです。今後、交通管理者と現場実査を行いますので、引き続きご意見いただきながら検討していきたいと思っています。バス事業者においてもバスの利用者が乗降中は車体にランプ等で表示をするなどの対策もありますので対策を検討していきたいと思っています。

会 長 :

交通管理者から何かご回答はありますでしょうか。

委員 3 :

現場実査の際に確認させていただきます。また、現場実査の結果、必要な対策をお願いすることもあります。

会 長 :

交通管理者との現場実査でご確認いただいて、何か良い対策があれば検討していただくということをお願いしたいと思います。

他にご意見、ご質問ございますのでしょうか。

その他の意見なし

会 長 :

(3) みどりバス保谷ルートの新設停留所については、報告事項である新設停留所については課題の提起をいただきましたので今後も引き続き検討するというにさせていただきます。本件の協議事項につ

いては、協議が調ったということによろしいでしょうか。

異議なし

会 長：

それでは、道路運送法第9条第4項および同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調った事項として申請させていただきます。

これで、議事(3)を終わりにいたします。

会 長：

それでは、議事の(4)今後のスケジュールについて事務局からご説明させていただきます。

事務局：

議事「(4)今後のスケジュールについて」を説明資料に沿って説明

会 長：

事務局から議事(4)今後のスケジュールについて、説明がありましたが、ご意見やご質問はございますでしょうか。ご意見、ご質問がある方は、挙手をお願いいたします。

意見なし

会 長：

今後のスケジュールについては、交通管理者との現場実査後に認可申請し、練馬光が丘病院の新病院の開院に合わせて、みどりバスの新病院への乗り入れおよび保谷ルートの再編を進めていきたいと思っています。引き続きご協力の程よろしくお願いいたします。

これで、議事(4)を終わりにいたします。

3 その他

会 長：

それでは、次第3 その他でございます。バス交通に関して、何かございますか。

意見なし

会 長：

特に無いようでしたら、これで第6回練馬区地域公共交通会議を終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。